

社会福祉法人横浜市青葉区社会福祉協議会
役員・評議員・各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

制 定	平成 10 年 9 月 22 日
全部改正	平成 29 年 4 月 1 日
一部改正	令和 4 年 10 月 5 日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市青葉区社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条、本会部会・分科会及び委員会等設置規程に基づき、本会の役員・評議員・各種委員会委員等の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事・監事及び顧問を言い、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 委員会とは、本会部会、分科会及び委員会等設置規程第7条第2項に定める委員会をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 定款10条及び第25条に基づき、役員等の報酬はこれを支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等並びに各種委員会委員が、本会の理事会、評議員会及び各種委員会等へ出席したとき及び本会業務に従事したときは、費用を弁償する事ができる。ただし、行政職員を除くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会以外の委員会等に参加し報酬等の支給がある場合はこれを支給しない。
- 3 役員等並びに委員会委員には、費用弁償1,500円／回を支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員、評議員及び各種委員の会議の出席等に係る実費が前項の定める金額を超えるときは、費用弁償として実費相当額を支給する事ができる。
- 5 本会部会、分科会及び委員会等設置規程第2条並びに第4条に定める部会、分科会等の費用弁償については、1,500円を上限とし支給する。但し、支給については各種実施要綱等の定めるところによる。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年9月22日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年1月27日から施行する。

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行により、本会役員・評議員等の費用弁償に関する規則はこれを廃止する。

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和 4 年 10 月 5 日から施行し、令和 4 年 9 月 14 日から適用する。